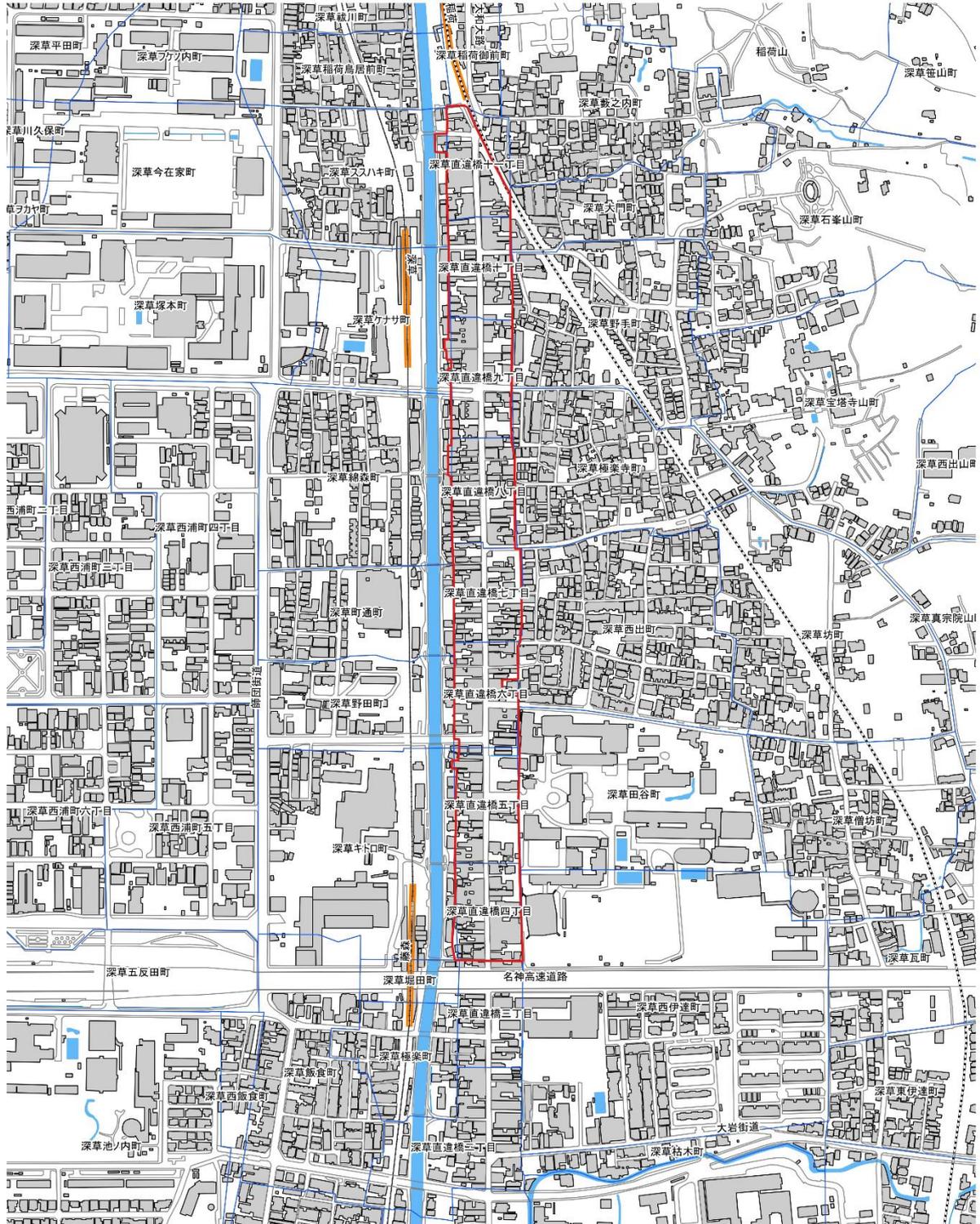


地区指定の対象となる範囲（赤枠範囲内）



※ 地区指定の対象となる範囲は、伏見街道（直違橋通）を挟む両側町（深草直違橋四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目及び十一丁目の一部）の町界範囲を予定しています。

京町家（建物）の一部が指定範囲にあれば、京町家条例の対象となります。